

10. 特定施設入居者生活介護

改定事項と概要

(1) 要支援2の基本報酬の見直し

- 介護職員・看護職員の配置基準について、要支援1の基準(10:1)を参考に、要支援2の基準(3:1)を見直す。また、この見直しに合わせて、要支援2の基本報酬の評価も見直す。

(2) サービス提供体制強化加算の創設

- 特定施設の入居者が重度化した場合でも、引き続き、当該施設においてサービスを提供し続けるための手厚い介護体制の確保を推進する観点から、サービス提供体制強化加算を創設する。

(3) 認知症専門ケア加算の創設

- 認知症高齢者の積極的な受入れを促進する観点から、認知症専門ケア加算を創設する。

(4) 看取り介護加算の充実

- 看取りに関する理解の促進を図り、看取り介護の質を向上させるため、その体制構築・強化をPDCAサイクルにより推進することを要件として、死亡日以前4日以上30日以下における加算を充実する。

(5) 短期利用の要件緩和

- 空き部屋を活用した短期利用の要件について、事業者としての経験を評価する方式に見直すとともに、本来入居者の入居率を80%以上確保するという要件を撤廃する。

(6) 法定代理受領の同意書の廃止

- 有料老人ホームについて、事業者が介護報酬を代理受領する要件である入居者の同意書を廃止する。

(7) 養護老人ホームにおけるサービス提供のあり方を見直し

- 養護老人ホームについて、施設自体に介護職員等を配置することで多くの要介護者に対して効率的にサービスを提供することが可能な一般型とすることができることとする。

131

10. 特定施設入居者生活介護 (1) 基本サービス費の見直し

概要

- ・ 特定施設の入居者の平均要介護度が上昇傾向にあることを踏まえ、サービス提供体制強化加算及び認知症専門ケア加算の創設による重度化への対応を行う一方、介護職員・看護職員の配置基準については、要支援1の基準(10:1)を参考に、要支援2の基準(3:1)を見直す。
- ・ また、この見直しに合わせて、要支援2の基本報酬の評価も見直す。

点数の新旧

要支援2 456単位/日



308単位/日

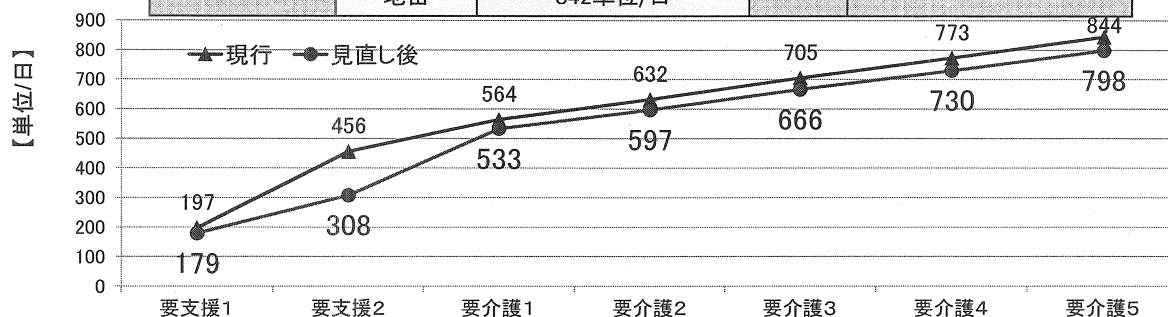
職員の配置基準の新旧

| | 要支援1 | 要支援2 | 要介護1~5 |
|-----|------|------|--------|
| 現行 | 10:1 | 3:1 | 3:1 |
| 改定案 | 10:1 | 10:1 | 3:1 |

132

10. 特定施設入居者生活介護（1）＜参考-1＞特定施設入居者生活介護に関する基本サービス費の見直し（平成27年度改定）

| | | 現行 | | 見直し後 |
|------|----|---------|---|---------|
| 要支援1 | | 197単位/日 | → | 179単位/日 |
| 要支援2 | | 456単位/日 | → | 308単位/日 |
| 要介護1 | 居宅 | 564単位/日 | → | 533単位/日 |
| | 地密 | 562単位/日 | | |
| 要介護2 | 居宅 | 632単位/日 | → | 597単位/日 |
| | 地密 | 631単位/日 | | |
| 要介護3 | 居宅 | 705単位/日 | → | 666単位/日 |
| | 地密 | 703単位/日 | | |
| 要介護4 | 居宅 | 773単位/日 | → | 730単位/日 |
| | 地密 | 771単位/日 | | |
| 要介護5 | 居宅 | 844単位/日 | → | 798単位/日 |
| | 地密 | 842単位/日 | | |



133

10. 特定施設入居者生活介護（1）＜参考-2＞特定施設入居者生活介護に関する加算の見直し（平成27年度改定）

| 改正箇所は太字・下線 | | 概要 | | 利用可能性 | | |
|--------------|-------|-------------------|---|-------|----|----|
| | | 単位 | 条件 | 一般 | 地密 | 予防 |
| 個別機能訓練加算 | | 12単位/日 | ・機能訓練指導員等が共同して個別機能訓練計画を作成し、計画的に機能訓練を実施 | ○ | ○ | ○ |
| 夜間看護体制加算 | | 10単位/日 | ・常勤の看護師を配置し、24時間の連絡体制や健康上の管理を行う体制の確保 等 | ○* | ○* | |
| 医療機関連携加算 | | 80単位/月 | ・健康の状況を記録し、協力医療機関や主治の医師に対して情報提供を実施 | ○ | ○ | ○ |
| 看取り介護加算 | | 1,280単位/日 | ・死亡日の看取り介護 | ○ | ○ | |
| | | 680単位/日 | ・死亡の前日・前々日の看取り介護 | | | |
| | | 144単位/日 | ・死亡日以前4日以上30日以下の看取り介護 | | | |
| サービス提供体制強化加算 | (I) | 18単位/日 | ・ <u>介護福祉士の配置体制を特に強化</u> | ○* | ○* | ○ |
| | (I) | 12単位/日 | ・ <u>介護福祉士の配置体制を強化</u> | | | |
| | (II) | 6単位/日 | ・ <u>常勤職員の配置体制を強化</u> | | | |
| | (III) | 6単位/日 | ・ <u>長期勤続職員の配置体制を強化</u> | | | |
| 認知症専門ケア加算 | (I) | 3単位/日 | ・ <u>認知症介護に係る研修の修了者を配置 等</u> | ○ | ○ | ○ |
| | (II) | 4単位/日 | ・ <u>認知症介護の指導に係る研修の修了者を配置 等</u> | | | |
| 介護職員処遇改善加算 | (I) | +6.1% | ※ キャリアパス要件①(職位等に応じた任用要件と賃金体系の整備)、キャリアパス要件②(資質向上に向けた研修機会の確保)、職場環境等要件(旧定量的要件)(賃金改善以外の処遇改善への取組)の適用状況に応じて算定 | ○* | ○* | ○ |
| | (II) | +3.4% | | | | |
| | (III) | +3.06% (II × 90%) | | | | |
| | (IV) | +2.72% (II × 80%) | | | | |

※:短期利用型の場合も、算定が可能となっている。 134

10. 特定施設入居者生活介護（2） サービス提供体制強化加算の創設

概要

- ・ 介護老人福祉施設の入所者が原則として要介護3以上の者に限定される制度改正が行われたことに伴い、要介護3未満の高齢者が要介護状態に関わらず入居できる有料老人ホーム等を選択するなど、特定施設の役割が拡大することが見込まれている。
- ・ 従って、状態が軽い段階で入居した特定施設の入居者が重度化した場合でも、引き続き、当該施設においてサービスを提供し続けるための手厚い介護体制の確保を推進する観点から、介護老人福祉施設と同様に、サービス提供体制強化加算を創設する。

点数の新旧

| | | |
|-----------|---|--------|
| | | (新規) |
| (Ⅰ)イ (なし) | ➔ | 18単位/日 |
| (Ⅰ)ロ (なし) | | 12単位/日 |
| (Ⅱ) (なし) | | 6単位/日 |
| (Ⅲ) (なし) | | 6単位/日 |

算定要件

- ①イ 介護福祉士による強化 : 介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の60以上
- ①ロ 介護福祉士による強化 : 介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の50以上
- ② 常勤職員による強化 : 看護・介護職員の総数のうち、常勤職員の占める割合が100分の75以上
- ③ 長期勤続職員による強化 : 特定施設入居者生活介護を入居者に直接提供する職員の総数のうち、勤続年数3年以上の者の占める割合が100分の30以上

135

10. 特定施設入居者生活介護（3） 認知症専門ケア加算の創設

概要

- ・ 認知症高齢者の増加に対する評価や、積極的な受入れを促進する観点から、他のサービスにおいて認知症高齢者への対応に係る加算制度が設けられていることにかんがみ、認知症専門ケア加算を創設する。

点数の新旧

| | | |
|----------|---|-------|
| | | (新規) |
| (Ⅰ) (なし) | ➔ | 3単位/日 |
| (Ⅱ) (なし) | | 4単位/日 |

算定要件

- ① 専門的な研修による強化
 - ・ 利用者の総数のうち、「日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症の者(対象者)」の占める割合が2分の1以上。
 - ・ 「認知症介護に係る専門的な研修」を修了している者について、以下に示す基準以上の数を配置。
 - (ア) 対象者20人未満の場合は、1名
 - (イ) 対象者20人以上の場合は、対象者が10人増えるごとに、さらに1名ずつ増やす
 - ・ 従業者に対して、認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を開催。
- ② 指導に係る専門的な研修による強化
 - ・ ①の基準のいずれにも適合。
 - ・ 「認知症介護の指導に係る専門的な研修」を修了している者を1名以上配置。
 - ・ 認知症ケアに関する研修計画を作成し、当該計画に従い、研修を実施。

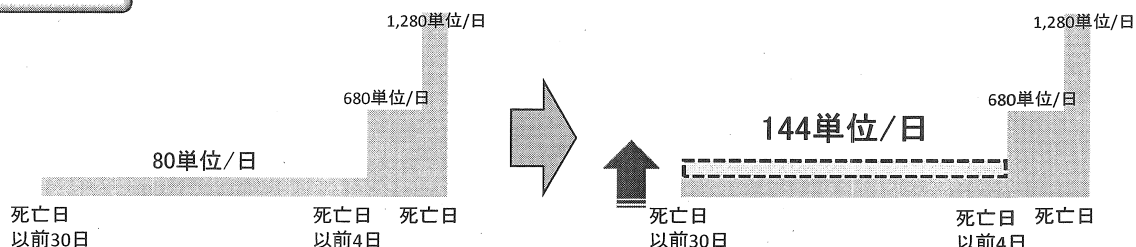
136

10. 特定施設入居者生活介護（4）看取り介護加算の充実

概要

- 入居者及びその家族等の意向を尊重しつつ、看取りに関する理解の促進を図り、特定施設入居者生活介護における看取り介護の質を向上させるため、看取り介護の体制構築・強化をPDCAサイクルにより推進することを要件として、死亡日以前4日以上30日以下における手厚い看取り介護の実施を図る。

点数の新旧



算定要件

※ 夜間看護体制加算の算定が条件であることについては変更なし

(施設基準)

- 看取り指針を定め、入居の際に、入居者等に対して内容を説明し、同意を得る。【新規】
- 医師その他の職種の者による協議の上、看取りの実績等を踏まえ、看取り指針の見直しを実施。【新規】
- 看取りに関する職員研修の実施。【新規】

(利用者基準)

- 医師等が共同で作成した介護計画について説明を受け、その計画に同意している者【見直し】
- 看取り指針に基づき、介護記録等の活用による説明を受け、同意した上で介護を受けている者【見直し】

137

10. 特定施設入居者生活介護（5）短期利用の要件緩和

概要

- 空き部屋を活用した短期利用については、都市部などの限られた資源を有効に活用しつつ、地域における高齢者の一時的な利用の円滑化を図るため、経験年数要件については複数の施設を運営する場合等を想定して事業者としての経験を評価する方式に見直すとともに、本来入居者の入居率を80%以上確保するという要件を撤廃する。

現行制度と改正後の比較

| 現行 | 改正後 (H27.4~) |
|--|---|
| 特定施設が初めて指定を受けた日から起算して <u>3年以上の期間</u> が経過していること | 事業者が、居宅サービス、地域密着型サービス、指定居宅介護支援等の事業又は介護保険施設等の運営について <u>3年以上の経験</u> を有すること。 |
| 短期利用の入居者の数は、特定施設の入居定員の10%以下であること。 | 短期利用の入居者の数は、特定施設の入居定員の10%以下であること。 |
| 利用の開始に当たって、あらかじめ30日以内の利用期間を定めること。 | 利用の開始に当たって、あらかじめ30日以内の利用期間を定めること。 |
| 特定施設の <u>通常の入居者の数</u> が、入居定員の80%以上であること。 | ※ <u>廃止</u> |

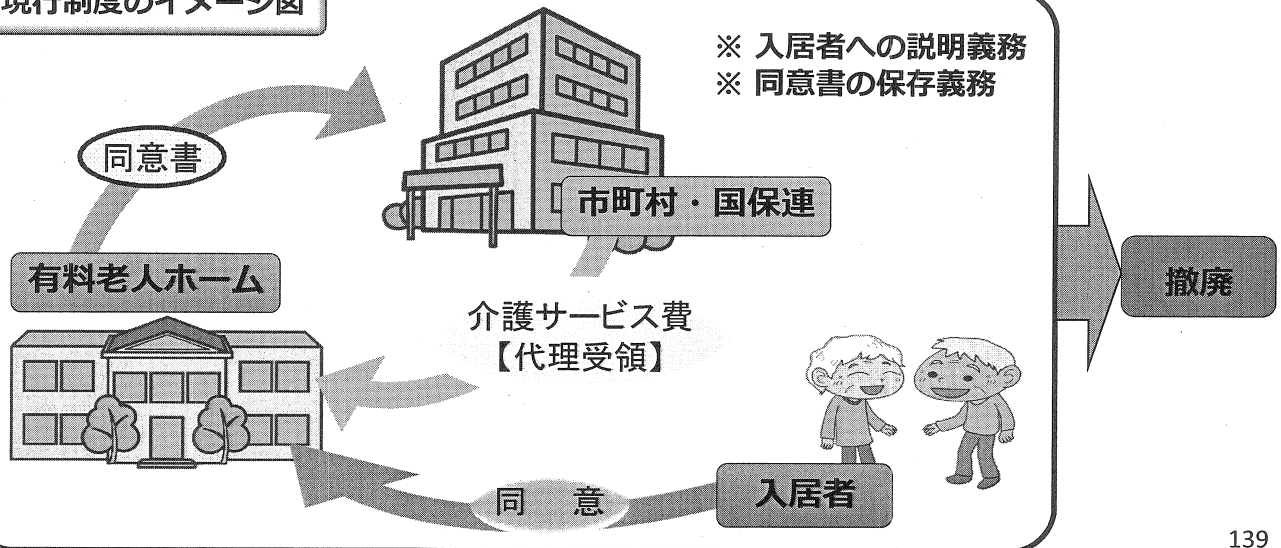
138

10. 特定施設入居者生活介護（6）法定代理受領の同意書の廃止

概要

- 事業者が介護報酬を代理受領する要件として、有料老人ホームのみ、国民健康保険団体連合会に対して入居者の同意書を提出することが義務づけられているが、老人福祉法の改正により、前払金を受領する場合は、その算定根拠を書面で明らかにすることが義務づけられていることから、この要件を撤廃する。

現行制度のイメージ図



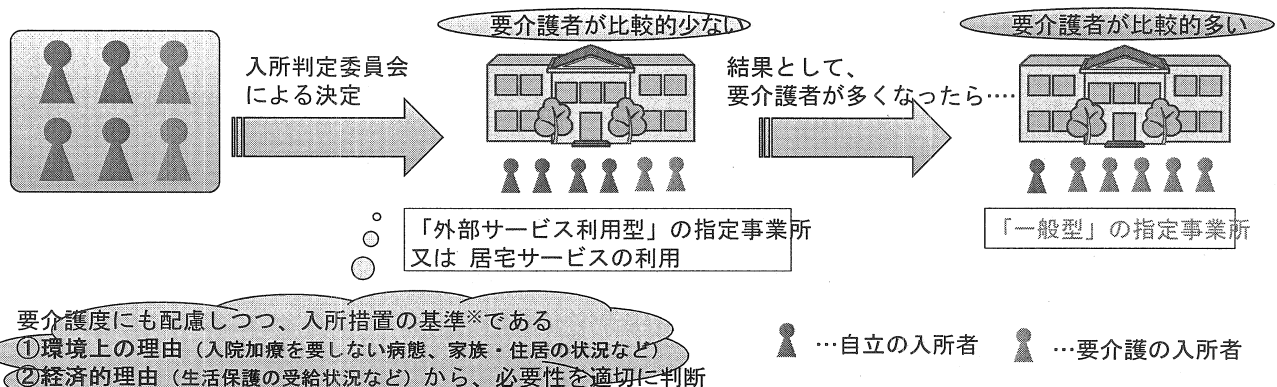
139

10. 特定施設入居者生活介護（7）養護老人ホームにおけるサービス提供のあり方の見直し

概要

- 養護老人ホームについて、個別に要介護者に対して委託による訪問介護等を提供する外部サービス利用型だけでなく、施設自体に介護職員等を配置することで多くの要介護者に対して効率的にサービスを提供することが可能な一般型とすることができることとする。

効率的なサービス提供（イメージ）

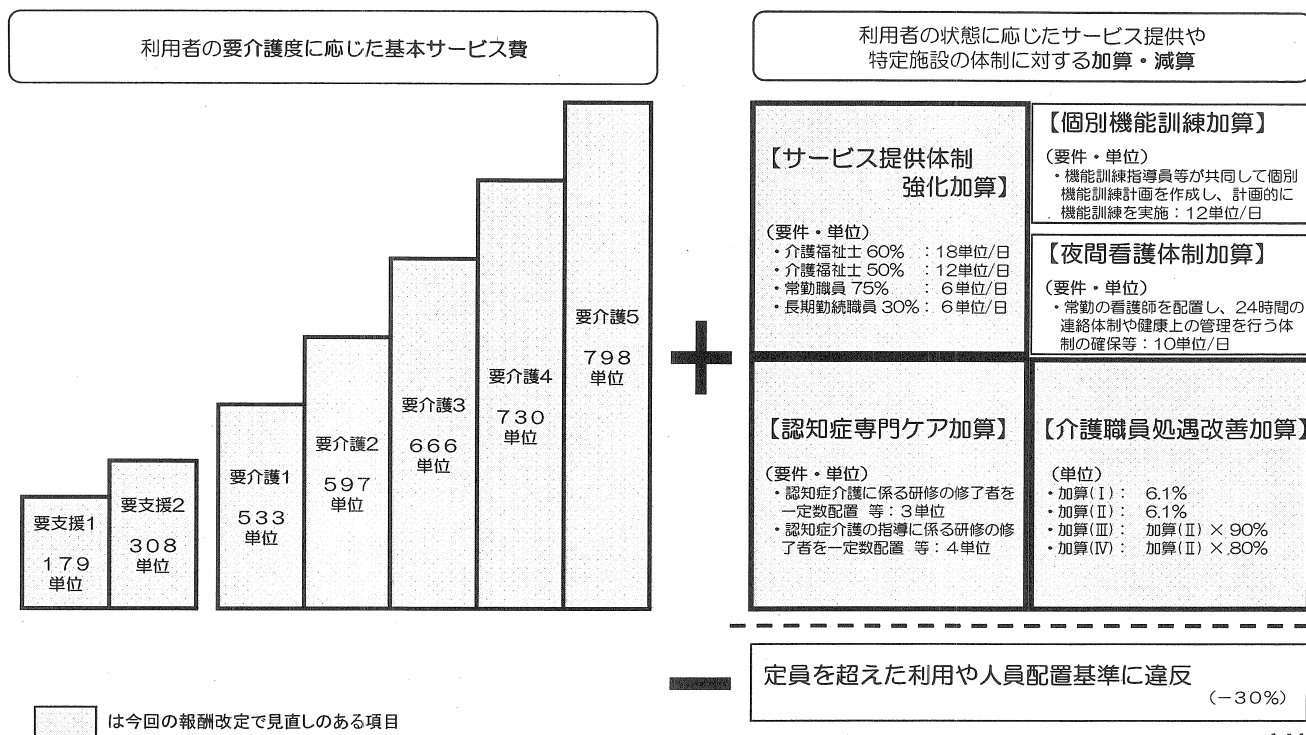


※ 老人福祉法第11条第1項第1号で定める環境上の理由・経済的理由については、「老人ホームへの入所措置等の指針（平成18年3月31日 老発第0331028号）」で考え方を示している。

140

10. 特定施設入居者生活介護 [報酬のイメージ (1日あたり)]

※ 加算・減算は主なものを記載



141

10. 特定施設入居者生活介護等 [基準等]

| 人員基準 | | 職種 | 配置基準 | 備考 |
|--------------------|----------|------------------|--------------|------------------------------------|
| | | 管理者 | 原則専従1名 | ・専従(支障がない場合は、施設内、同一敷地内の施設の他職務に従事可) |
| | | 生活相談員 | 利用者:職員=100:1 | ・1人以上は常勤 |
| | | 看護職員・介護職員 | 利用者:職員=3:1 | ・要支援の場合は10:1 |
| 看護職員 (看護師・准看護師) | 利用者30人以下 | 職員1人以上 | ・1人以上は常勤 | |
| | 利用者31人以上 | 利用者50人ごとに1人 | ・1人以上は常勤 | |
| | | 介護職員 | 1人以上 | ・要支援者に対しては、宿直時間帯は例外 ・1人以上は常勤 |
| | | 機能訓練指導員 | 1人以上 | ・兼務可能 |
| | | 計画作成担当者(介護支援専門員) | 1人以上 | ・専従(支障がない場合は、施設内の他職務に従事可) |

| 設備基準 | | 設備基準 |
|--------|--|------|
| 建物 | ・耐火建築物 ・準耐火建築物 | |
| 建物内の居室 | ・原則個室 ・プライバシー保護 ・介護を行うために適当な広さ ・地階設置の禁止 ・避難上有効な出入口の確保 ・一時介護室 ・介護を行うために適当な広さ ・浴室 ・身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること ・便所 ・居室のある階ごとに設置し、非常用設備を備えていること ・食堂 ・機能を十分に発揮し得る適当な広さを有すること ・機能訓練室 ・機能を十分に発揮し得る適当な広さを有すること | |
| バリアフリー | ・利用者が車椅子で円滑に移動することが可能な空間と構造を有すること | |
| 防災 | ・消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けること | |

142